重要事項説明書（2 段階･4 段階従量電灯･低圧電力プラン）

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給約款等をご確認願います。

1. お申し込みの方法

当社所定の様式によりお申込みください。

2.使用開始の予定年月日

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

3. 契約電流･契約容量

原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流･契約容量にのっとり、プランの設定を行います。
当社の託送料金の負担はお客様の過去1年間の最大需要電力をベースとします。

4. 供給電圧および周波数

(1) 供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。

(2) 周波数は原則として標準周波数50ヘルツもしくは標準周波数60ヘルツです。

5.電気料金

料金は基本料金と、従量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、容量拠出金を加え、燃料費調整額を差し引いた又は加えたものとします。

(1)-a 2 段階従量電灯プラン **B**（北海道）

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	567 円 60 銭
従量料金単価	0～300kWh まで1キロワット時につき	31 円 57 銭
	301kWh から1キロワット時につき	34 円 04 銭

(1)-b 4 段階従量電灯プラン **B**（北海道）

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	567 円 60 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	25 円 86 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	31 円 57 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	32 円 99 銭
	550kWh から1キロワット時につき	31 円 86 銭

(1)-c 4 段階従量電灯プラン **C**（北海道）

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	567 円 60 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	25 円 97 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	31 円 68 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	33 円 67 銭
	550kWh から1キロワット時につき	31 円 97 銭

(1)-d 低圧電力プラン（北海道）

基本料金単価	1 キロワットにつき	1445 円 31 銭
従量料金単価	1キロワット時につき（夏季）	23 円 01 銭
	1キロワット時につき（その他季）	23 円 01 銭

(2)-a 2 段階従量電灯プラン **B**（東北）

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	433 円 40 銭
従量料金単価	0～300kWh まで1キロワット時につき	27 円 42 銭
	301kWh から1キロワット時につき	31 円 06 銭

(2)-b 4 段階従量電灯プラン **B**（東北）

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	416 円 90 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	19 円 59 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	26 円 34 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	30 円 29 銭
	550kWh から1キロワット時につき	30 円 29 銭

(2)-c 4 段階従量電灯プラン **C**（東北）

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	416 円 90 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	19 円 59 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	26 円 34 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	30 円 29 銭
	550kWh から1キロワット時につき	30 円 29 銭

(2)-d 低圧電力プラン（東北）

基本料金単価	1 キロワットにつき	1192 円 31 銭
従量料金単価	1キロワット時につき（夏季）	25 円 32 銭
	1キロワット時につき（その他季）	23 円 28 銭

(3)-a 2 段階従量電灯プラン **B**（東京）

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	422 円 58 銭
従量料金単価	0～300kWh まで1キロワット時につき	27 円 46 銭
	301kWh から1キロワット時につき	30 円 57 銭

(3)-b 4 段階従量電灯プラン **B**（東京）

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	408 円 28 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	19 円 37 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	25 円 97 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	30 円 06 銭
	550kWh から1キロワット時につき	30 円 06 銭

(3)-c 4 段階従量電灯プラン **C**（東京）

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	408 円 28 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	19 円 37 銭

	121~300kWh まで1キロワット時につき	25 円 97 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	30 円 06 銭
	550kWh から1キロワット時につき	30 円 06 銭

(3)-d 低圧電力プラン（東京）

基本料金単価	1 キロワットにつき	1152 円 43 銭
従量料金単価	1キロワット時につき（夏季）	20 円 40 銭
	1キロワット時につき（その他季）	18 円 36 銭

(4)-a 2 段階従量電灯プラン **B**（中部）

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	494 円 51 銭
従量料金単価	0～300kWh まで1キロワット時につき	28 円 23 銭
	301kWh から1キロワット時につき	29 円 74 銭

(4)-b 4 段階従量電灯プラン **B**（中部）

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	480 円 21 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	20 円 86 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	25 円 33 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	28 円 28 銭

	550kWh から1キロワット時につき	28 円 28 銭

(4)-c 4 段階従量電灯プラン **C**（中部）

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	480 円 21 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	20 円 86 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	25 円 33 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	28 円 28 銭
	550kWh から1キロワット時につき	28 円 28 銭

(4)-d 低圧電力プラン（中部）

基本料金単価	1 キロワットにつき	1255 円 90 銭
従量料金単価	1キロワット時につき（夏季）	21 円 87 銭
	1キロワット時につき（その他季）	19 円 84 銭

(5)-a 2 段階従量電灯プラン **B**（北陸）

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	313 円 50 銭
従量料金単価	0～300kWh まで1キロワット時につき	26 円 14 銭
	301kWh から1キロワット時につき	26 円 72 銭

(5)-b 4 段階従量電灯プラン **B**（北陸）

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	313 円 50 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	21 円 75 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	25 円 64 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	27 円 35 銭
	550kWh から1キロワット時につき	27 円 35 銭

(5)-c 4 段階従量電灯プラン **C**（北陸）

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	313 円 50 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	21 円 20 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	24 円 64 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	25 円 17 銭
	550kWh から1キロワット時につき	24 円 00 銭

(5)-d 低圧電力プラン（北陸）

基本料金単価	1 キロワットにつき	1095 円 51 銭
従量料金単価	1キロワット時につき（夏季）	18 円 45 銭
	1キロワット時につき（その他季）	16 円 51 銭

(6)-a 2 段階従量電灯プラン **B(**関西**)**

基本料金単価	1 契約につき	696 円 83 銭
従量料金単価	0～300kWh まで1キロワット時につき	27 円 55 銭
	301kWh から1キロワット時につき	32 円 16 銭

(6)-b 4 段階従量電灯プラン **B(**関西**)**

基本料金単価	1 契約につき	696 円 83 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	24 円 20 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	27 円 10 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	30 円 24 銭
	550kWh から1キロワット時につき	30 円 24 銭

(6)-c 4 段階従量電灯プラン **C(**関西**)**

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	641 円 30 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	20 円 28 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	23 円 57 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	25 円 36 銭
	550kWh から1キロワット時につき	24 円 15 銭

6kVA を超える場合の加算単価**(4** 段階従量電灯 **C**･関西**)**

6kVA 超加算単価	6kVA 超過後　1 キロボルトアンペアにつき	199 円 50 銭

(6)-d 低圧電力プラン（関西）

基本料金単価	1 キロワットにつき	956 円 71 銭
従量料金単価	1キロワット時につき（夏季）	19 円 48 銭
	1キロワット時につき（その他季）	17 円 54 銭

(7)-a 2 段階従量電灯プラン **B**（中国）

基本料金	1 契約につき	763 円 81 銭
従量料金単価	0～300kWh まで1キロワット時につき	29 円 94 銭
	301kWh から1キロワット時につき	31 円 54 銭

(7)-b 4 段階従量電灯プラン **B**（中国）

基本料金単価	1 契約につき	763 円 81 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	24 円 34 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	30 円 51 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	30 円 65 銭
	550kWh から1キロワット時につき	29 円 66 銭

(7)-c 4 段階従量電灯プラン **C**（中国）

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	684 円 22 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	20 円 48 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	26 円 12 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	26 円 67 銭
	550kWh から1キロワット時につき	25 円 38 銭

6kVA を超える場合の加算単価**(4** 段階従量電灯 **C**･中国**)**

6kVA 超加算単価	6kVA 超過後　1 キロボルトアンペアにつき	215 円 20 銭

(7)-d 低圧電力プラン（中国）

基本料金単価	1 キロワットにつき	1221 円 61 銭
従量料金単価	1キロワット時につき（夏季）	20 円 52 銭
	1キロワット時につき（その他季）	18 円 49 銭

(8)-a 2 段階従量電灯プラン **B**（四国）

基本料金	1 契約につき	855 円 31 銭
従量料金単価	0～300kWh まで1キロワット時につき	30 円 29 銭
	301kWh から1キロワット時につき	33 円 24 銭

(8)-b 4 段階従量電灯プラン **B**（四国）

基本料金	1 契約につき	855 円 31 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	24 円 59 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	30 円 72 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	32 円 17 銭
	550kWh から1キロワット時につき	31 円 16 銭

(8)-c 4 段階従量電灯プラン **C**（四国）

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	704 円 00 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	19 円 70 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	24 円 81 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	26 円 45 銭
	550kWh から1キロワット時につき	25 円 18 銭

6kVA を超える場合の加算単価**(4** 段階従量電灯 **C**･四国**)**

6kVA 超加算単価	6kVA 超過後　1 キロボルトアンペアにつき	257 円 40 銭

(8)-d 低圧電力プラン（四国）

基本料金単価	1 キロワットにつき	1262 円 71 銭
従量料金単価	1キロワット時につき（夏季）	20 円 53 銭

	1キロワット時につき（その他季）	18 円 50 銭

(9)-a 2 段階従量電灯プラン **B(**九州**)**

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	491 円 87 銭
従量料金単価	0～300kWh まで1キロワット時につき	25 円 10 銭
	301kWh から1キロワット時につき	27 円 60 銭

(9)-b 4 段階従量電灯プラン **B(**九州**)**

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	491 円 87 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	20 円 36 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	25 円 54 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	26 円 77 銭
	550kWh から1キロワット時につき	25 円 90 銭

(9)-c 4 段階従量電灯プラン **C(**九州**)**

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	491 円 87 銭
従量料金単価	0～120kWh まで1キロワット時につき	20 円 36 銭
	121~300kWh まで1キロワット時につき	25 円 54 銭
	301~550kWh まで1キロワット時につき	27 円 21 銭

	550kWh から1キロワット時につき	25 円 90 銭

(9)-d 低圧電力プラン（九州）

基本料金単価	1 キロワットにつき	1132 円 07 銭
従量料金単価	1キロワット時につき（夏季）	20 円 12 銭
	1キロワット時につき（その他季）	18 円 09 銭

※本書面に記載の金額は、すべて税込み表示となります。

6.工事費等

(1)　計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

(2)　託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

7.計量・料金算定について

(1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。

(2) 料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。

(3) 計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

8.お支払い方法

(1)　毎月の電気料金については当社指定の口座振替もしくは当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただきます。

(2)　　工事費負担金についてはその都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただきます。

9.お客さまのご協力

(1) 需要場所への立入りによる業務の実施供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

(2) 施設場所の提供

一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。

(3) 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

10.契約期間

契約期間は、料金適用開始日から 2 年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に 1 年間延長します。

11.お客さまからの申し出による契約の変更・解除

(1) 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。

(2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。

(3) 引越し等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じて 10 日前までにお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。お申し出を 10 日前までに頂いていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生した電力料金はお客様負担となる場合がございます。

(4) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

(5)ソレイユでんき全てのプラン（高圧電力は除く）において、 更新月（供給開始月から起算して 24 カ月、前記 24 カ月経過以降は 12 カ月ごとの月を指すものとします。）を除き、契約期間内の解約となる場合、解約事務手数料として、4,950 円をお支払いただきます。但し、建て替え等による解約であり、その後も当社とご契約いただく場合、もしくはその他お客様の責めに帰さない事由で解約する場合は解約事務手数料は発生致しません。

12.当社からの申し出による契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の 15 日前までに通知いたします。

(1) 一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

(2) お客さまがその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

(3) 支払期日を 15 日経過してもお客さまが料金を支払われない場合

(4) お客さまが支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(6) お客さまが、毎月の料金の支払いを当社が指定した支払い方法に違反した場合

(7) お客さまがその他電気供給約款に違反した場合

13.その他

(1)　現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。

(2)　本重要事項説明書に記載のない事項については、電気供給約款および電気料金種別定義書によるものとします。

14. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名称：株式会社ジェイシーエス （小売事業者登録番号：A0900）
住所：東京都渋谷区代々木 1-22-1 JRE 代々木 一丁目ビル 13 階
TEL：03-5302-1201（平日 9：00～18：00） FAX：03-5302-1202
URL： http://www.japan-cs.info/